

# 遣明船貿易品としての日本刀とその周辺

田 中 博 美

永正八年（一五一二）、八十七歳の高齢で遣明正使として明に赴いた了  
菴桂悟（一四二五～一五一四）は、國王公貿易品や使節自進物として搭載  
していった日本刀の価格のことで、明と激越なやりとりを交わした。刀

剣の価格を値切ることは使臣である私の頸に刃を加えることであり、今  
後は日本からの朝貢の事も絶えるかも知れない、と語氣鋭く明側に高価  
な買取りを要求している。『壬申入明記』<sup>(2)</sup>のなかに収められているこの  
書状（成文は巒岡周佐の手になる）、外交使節の長としては随分思い切  
った発言で、また刀剣という品と、僧侶という身分を並べてみると些か  
滑稽でさえある。<sup>(3)</sup>しかし彼を派遣した側に国交の担い手という意識がな  
く、正使という表面上の立場も実は貿易実務の責任者のことであつてみ  
れば、どうしても避けて通れない問題ではあった。貿易品のなかでも刀  
剣の占める役割は次第に大きくなつて行き、小葉田淳氏は遣明船貿易の  
推移を叙述して応仁から天文までのそれを刀剣貿易と名付けられたほど  
である。<sup>(4)</sup>遣明船貿易の主体を公貿易品の貿易と考へるなら、氏の指摘は  
正鵠を射ている。

では遣明船貿易が刀剣貿易というまでに極限化していくとするなら  
ば、その事情は何に由来するのだろうか。しかも刀剣の価格は一貫して  
下降線をたどつて行くのだから、何故刀剣ばかりを大量に公貿易品とし  
て持ち込んだのであろうか。この点を俎上に載せるためには、

## A 輸出する日本側の生産力の問題

B 貿易当事者の集荷能力の問題  
C 輸入する明側の事情

といった角度から考察する必要があるだろう。

Aについては、原料鉄の生産・流通の変化や、刀鍛冶集団の全国的な  
成立を通して、量産態勢への移行が行われたとする見解がある。<sup>(5)</sup>これは  
輸出を可能にした背景として傾聴すべき指摘である。しかし、たとえば  
過剰生産が販路を国外に求めたというような貿易極限化の説明はまだな  
されていない。ただ、刀剣の価格が下落していく原因として、刀剣その  
ものの質的変化を指摘することはある。おそらくこれは、『鹿苑日録』  
の記事（明応八年八月六日条）に基づく推量であろう。しかし不思議なこ  
とに中国側から刀剣の粗悪化を指摘した史料はないのである。冒頭に取  
り上げた『壬申入明記』でも刀剣の粗悪化について日・中双方とも触れ  
ていない。<sup>(6)</sup>この点の当否を論ずるためには、刀剣生産に関する研究があ  
まりに未開拓で、筆者にも充分な準備がない。そこでこの問題について  
は後日を期し、B・Cの課題を念頭に置きながら、以下の考察を進めて  
みたい。

## 一 幕府と太刀屋座

かつて佐藤進一氏は、太刀屋座・扇屋座が侍所の直接支配下にある商  
業組織である可能性を示唆された。<sup>(9)</sup>そして「太刀屋座・扇屋座が侍所の

支配下にあつたとすると、刀と扇が対明貿易の主要輸出品であり、ことに刀は將軍の附塔品（貿易品）として大量に送られた事実は、改めて考へて見る必要があろう。両座の侍所への従属時期は分からぬが、幕府側のこうしたとらえ方は早くからあつたのではないか。」とも述べられた。

たしかに扇も刀剣も將軍が明へ持ち込む主要な品々であった。しかし、もしも刀剣や扇の生産・流通組織が幕府の従属下に早くから置かれており、この支配関係に拠つて附塔品中の最重要品目を確保できたとするならば、何故遣明船貿易は、將軍の手を離れて抽分錢による請負になるのだろうか。<sup>10</sup>また、幕府の貿易への関与の度が高い初期の遣明船ではなくて、後期になつて刀剣の輸出が激増してくるのは一体何故なのだろうか、という素朴な疑問もわいてくる。ことに寛正五年（一四六四）以後になつて、「官收買」すなわち國王（室町政権の首領）から明政府に買い取りを要請する物品が、刀剣類と硫黃に限られてくることをどう考えたらよいのだろうか。<sup>11</sup>幕府が刀剣類を遣明船貿易の主要な輸出品として、早くから予定し、そのために太刀屋座など刀剣の生産・流通組織を直接支配下に置こうと構想していたと考えることには、いさざか無理があるのではなかろうか。<sup>12</sup>

そもそも太刀屋座はどのような性格の座だったのであらうか。刀剣を生産する者、すなわち刀鍛冶によつて營まれた組織だったのだろうか。あるいは販売者によつて結ばれた組織だったのだろうか。それとも両者を包含した内容だったのであらうか。

もともと史料の少ない太刀屋座について、その有り様を全般的に提示して見せる用意は残念ながらない。ただ、從来豊田武氏によつて紹介されていながら、充分検討を加えられずに来たかに見える「蜷川家文書」<sup>13</sup>に触れておきたい。

「  
蜷川新右衛門尉殿參 進藤左馬允  
光盛」  
〔端裏書〕  
〔永祿三〕  
切封ウハ紙奥

濃州閔之打物太刀小刀其外束之物商買之事、為 御家領拙者被仰付候、就者下代之事高橋甚右衛門尉申付候、摨州湯山口之事猥商買仕候間、高橋任申上之旨、被成下御下知候者可忝存候、尚懸御目可申承候、恐々謹言

六月三日

蜷川新右衛門尉殿參

光盛（花押）

この文書は進藤光盛から蜷川親俊にあてられたものであるが、進藤は『言繼卿記』（永祿三年正月二日条・永祿六年正月三日条）、『言經卿記』（慶長九年七月十二日条）等にもしばしば近衛家の代官として登場して来るよう、近衛家に代々つかえる家である。だから、光盛が近衛家代官として、「御家領」を仰せ付けられたと考えなければならない。従つてこの刀剣販売の座の本所は近衛家となる。<sup>14</sup>

進藤が代官として仰せ付けられたのが、近衛家が座の本所として取り扱つたすべてであるのか否かは判らない。もし近衛家がその一部分を進藤に任せたとするなら、可能性としては、太刀屋座はみな近衛家配下だつたことも考え方得る。また全部だつたとするなら、近衛家の他にも本所があつたと考えなければならない。

さて、進藤が与えられた代官職が、近衛家の支配し得る太刀屋座の全部だつたとすると、当該期の太刀屋座に関する重要な情報が得られる。つまりいくつかの太刀屋座が、取り扱う刀剣類の仕入れ先毎に別れていふ事になる、というのが第一点、いまひとつは、座の特權の及ぶ範囲が山城一国に留まらず、すくなくとも攝津を包含していたことである。仕入れ先を異にする本所が並立していたとすれば、遠国に特権が及んでい

た可能性は否定できない。さらに仕入れ先が直接刀鍛冶からだったとすると本所の意向が生産者に及んだ事も充分に考えられる。

また近衛家の他の本所のひとつとして幕府を想定することも可能である。ただしその場合幕府の位置は近衛家と等しいものとなる。この書状からはこの後嵯峨氏が政所代として幕府から奉行人奉書が発給されるよう働きかけたか否かは不明だが、ともかくも「攝州湯山口」で「猥商売」つまり近衛家の既得権を侵害している新儀商人の非法を取締まるには幕府の力を借りるのがよいと近衛(進藤)側では判断している。この事から考えれば、幕府と近衛家とは競合しあわない関係にあるのだから、幕府は近衛家のような太刀屋座の本所と同レベルではないとする方が自然であろう。たとえ幕府が本所のひとつであったとしても、あるいは近衛家が太刀屋座すべてを配下に持つ本所であったとしても、幕府が直接に太刀屋座全体を支配していたとは考え難いのではないか。

幕府と太刀屋座の関係をしめす初見史料は、今のところ大永元年(一五二二)である。「賦引付」の大永元年十二月十四日付「太刀屋座中申

状」には<sup>(15)</sup>

右座中者、自先規 公方役勅申賣買仕之状、御代々令頂戴御下知  
畢、然仁當 御代被成下御下知、座中之法度堅申付、彌於御役者嚴

重可致其沙汰、此等之趣預御披露御成敗、忝可畏存者也云々  
と記されており、「太刀屋座中」から「公方役」を勤めると申し出ている。しかしその隸属の程度は不明である。その点はさておき、「座中」が「御下知」を頂戴するのは、以前からの慣行のようである。どこまで遡れるかは詳らかではないが、①幕府→太刀屋座の関係は②近衛家のような本所→太刀屋座の関係に先行して成立することはないであろう。されば、永禄三年の段階で②がまだ機能していることが参考になる。おそらく大永よりあまり古くない時点で成立した慣行で、むしろ座中から

本所とは別に二重被官の一方の所管として幕府を選んだと理解した方が自然ではなかろうか。

幕府が太刀屋座に対して強い支配権をもたず、むしろ近衛家のような本所が支配権を行使していたとするならば、たとえ幕府が二重被官関係の一方の所管としてなにがしかの利益を得ていたとしても、太刀屋座に期待し得るものはせいぜい将軍が日常的に必要とする「御用の太刀」程度であつたろう。もしも貿易のよう大量の品を集荷する際に、これを課役として徴収していたとする、相当の無理が生じ、やがて破綻を来すことになったであろう。しかし、先にも見たように、刀剣の舶載量は後期に増えて行つたのであるから、通常我々が座一本所間に想像するような得分授受の一環として、輸出刀剣類が集められたとは考えられない。必ずや生産者や流通業者の意欲を高めるような方法で集荷されたに違いない、そうした方法でならば他の商品の場合でも、容易に集荷された筈である。後期の遣明船貿易が「刀剣貿易」と呼ばれた程に輸出品が刀剣に偏つて来る原因は、貿易当事者の集荷のしやすさといった事とは別の所に求めなければならない。<sup>(16)</sup>

## 二 中国武器に占める日本刀の位置

中国人にとって日本刀は極めて神秘な武器であつたらしい。宋の歐陽修の「日本刀歌」が有名で、これは日本でも早くから人口に膾炙しているが、明代になつても依然日本刀を畏怖しながら貴重視していることが多くの文芸作品によつて伺われる。

たとえば王穉登(一五三五~一六一二)には「楊伯翼贈日本刀歌」という詩がある。

楊郎手持一匣霜 贈我拂拭生寒芒 鉛刀紛々空滿目 君與此鐔皆魚腸  
南金換却東夷鐵 上帶倭奴髑髏血 血未曾消刃未平 岐若蓮花浸秋月

燈前細看鷗鷺鋒 入手還疑蛟與龍 門外湖深恐飛去 朱繩夜縛青芙蓉

苔花爛斑土花紫 白虹沈々臥寒水 歸家不惜十年磨 他日還能報知已

南金は荊州・揚州に産する良質の黄金、これを以て東夷の鉄（日本刀）に換える程日本刀は貴重視されていたのだろう。手に入れて見ると蛟か龍かと見まがうばかりで、夜は逃げ出さぬように縛つておく。十年の研磨を必要としても惜しくないと言う。贈り主の楊伯翼に対する謝辞だから多分に割り引かねばならぬが、倭奴の髑髏の血を帯びていているという表現は、日本刀ならではの不気味な言回しだ。

また、穆考巧敬甫の「寶刀行」<sup>(20)</sup>には、

君不見昆吾精鋼出水中 昔人採之付良工 鑄成莫邪與干將 能刺犀象與蛟龍 我性好奇嘗慕此 百金幾覓邯鄲市 紛々鉛刀多誤人 那堪把向風塵裏 有客新從南海至 寶刀贈我特奇異 出匣似見走白螭拂式眞看驚魑魅 我聞此刀自倭奴 年々一度白鍤爐 刀成常帶鷗鷺膏 往々六丁爲夜呼 倭奴恃此器精絕 臥起相隨時日掣 昔時渡海犯三吳 十年江漢皆汙血 嘴呼此刀眞稱寶 酷令壯士傷懷抱 但使提携万里行 九塞風烟那足掃 荊軻入關事不成 白虹貫日枉得名 把刀時向膝前看 但願人間万事平

と歌われている。精鋼は水中から産出したという。莫邪も干将も古の名劍の名、その由来自体が恐ろしい伝説を持つていて、それに匹敵する剣で白螭・魑魅が現れると言う。鍤爐は火を吹き付けて鉄を鍛える器、これで毎年鍛える意であろうか。鷗鷺（かいづぶり）の膏を塗ると往々にして六丁に響く声で夜叫ぶと言う。まがまがしい武器日本刀に寄せる尋常でない思いが描き出されている。だが、ここで注意を引くのは、そうした恐ろしい日本刀を宝刀と呼んでいることだ。宝刀といえば君子の徳を標徴するもので、単に銳利な刀にその名を冠することはない。終句を見れば日本刀への思いが平和への指向に昇華しているのが判る。

つぎの唐順之（一五〇七～一五六〇）の詩になると

<sup>(21)</sup>

有客贈我日本刀 魚鬚作鞆青絲綱 重々碧海深渡來 身上龍文雜藻荇

悵然提刀起四顧 向日高々天問々 毛髮漂列生鷄皮 坐失炎蒸日方永

聞説倭夷初鑄成 幾歲埋藏擲深井 日淘月煉火氣盡 一片凝冰闢清冷

持此月中斫桂樹 顧免應知避光景 倭夷塗刀用人血 至今斑點誰能整

精靈長與刀相隨 清霄恍見夷鬼影 遷來韃靼頗驕黠 昨夜三關又聞驚

誰能將此向龍沙 奔瞻一斬單于頸 古來神物用有時 且向囊中試韁頸

と、製法にまで踏み込んで歌っている。深い土の中に何年も埋め井戸に

擲って、日に淘ぎ月に煉つて火氣の尽きた時を待つて鑄成し、倭夷は人

の血を塗つて斑点を整えるという、おどろおどろしい書き方である。こ

の唐順之は、倭寇追討に華々しい功績があり、これによつて右僉都御史

にまで昇る人物であり、また兵器製造法に関する『武編』<sup>(22)</sup>という著書を

あらわすほど、中国の鉄製兵器についても詳しい知識をもつていただけ

にひときわ興味深い。彼に夷鬼の影を宿す日本刀をもつて单于の頸を斬

ろうと言わせたのは、南倭とならんで北虜にも悩まされた明代を映し出

している。なお、彼は皇帝の即位を告げる使者として朝鮮に赴いた事が

あるから、日本刀に関するこのようないい正確な知識を朝鮮で得たのかも

知らない。<sup>(23)</sup>日本で「鑄物の刀」が作られた事もあったようだが、技術的に非常に困難があるため、早く廃れてしまつたらしい。<sup>(24)</sup>

従つて刀を鑄成するというのは、鍛錬して作られる日本刀にたいして殆ど知識をもつていらないに等しい。「斑点」が焼入れに際して刃の上に塗る土によつて生ずる「刀文」と考えて良ければ、鑄刀ではありえない。

『兩朝平攘錄』（『異称日本伝』所収）は倭刀という項目をもうけて、

非獨用剛生鐵、久鑄煉成復毀、朝煉鍛、暮濕泥、此百二十日工成、

刀可吹毛削鐵、富倭不怯工價制之、

と述べている。鍛えて不純物を除き、焼刃土をほどこして焼入れする工

程を記しているのであろうが、あまり正確な記述とは言いがたい。<sup>(25)</sup>

以上見て來たように、中国ではあまり日本刀の製造法に関する正確な知識はもっていなかつたらしいが、その銳利さは熟知していたようだ。もともと銳利さが際立つてゐたために神祕と受け取られたのであろうから、これは当然と言えよう。なにより日本刀の優秀性については、倭寇と切つ先を交えた中国武将の発言をきくべきであろう。『武備志』を著した茅元儀は、

刀極剛利、中國不及也（中略）茅元儀曰、今我之禦倭者綦密矣、然似密而實疎、兵滅於伍、將玩於法、器毀於敵、然猶可言也、唯是我之步卒、不能當倭之利刃、<sup>(26)</sup>と述べている。

同じく明代の名将戚繼光は『練兵實紀雜集』<sup>(27)</sup>のなかで、実戦時に日本刀とどう立ち向かうべきかを論じている。

日本刀に脅かされていた中国側は実際の戦闘法を工夫するだけでなく、肥大化した恐怖心とも戦わねばならなかつた。日本刀の威力は倭寇に立ち向かう明の兵士たちを極度に怖げつかせたようだ。備倭の要諦をまとめるべく鄭若曾が編んだ『籌海圖編』の倭刀の項には、

刀有高下、技有工拙、倭之富者不怖重價而制之、廣延高師而學之、其貧者所操不過下等刀耳、善運刀者在前衝鋒可畏頗有限也、中国人不知望之輒震而避焉、擒獲夷刀亦莫辨高下混給兵士、故志之、<sup>(28)</sup>と記されている。一口に日本刀といつても、品質は上下様々で、劍捌きのうまい者が先頭にいたとしてもたいして畏れるには当たらない。しかし中国人はそれを知らないから、日本刀を見ただけで震えて逃げてしまふ。だから日本刀を得たら品質を選ばず兵士たちに与えると良い、といふ。兵士たちの日本刀に対する容易に拭えない恐怖心を取り去ることが倭寇対策の重要な点だつたなによりの証拠である。鄭若曾は、『籌海圖編』

に先立つ『鄭開陽雜著』の練兵之法のなかで、既に「倭寇之刀法、天下無敵」とも述べている。

倭寇の威力が銳利な日本刀に基づいているならば、一番手取り早い倭寇対策は防戦する側も日本刀を握ることである。戦利品の刀を分配するばかりでなく、これを買付けることも行っていた。小葉田淳氏が紹介しておられるように、明は琉球に委嘱して日本刀を輸入している。それも、銅錢の不足から琉球に対しても不換紙幣の鈔をもつて決済するのが通例にもかかわらず、銅錢を持ち出して購入しているのである。

明は大量の武器生産を可能にするために多くの鉄治所（製鉄所）を開いた。<sup>(29)</sup>そして初期には官営だった鉄治所も次第に民営に移管し、民間需要に応えることができるほどに生産力があつた。武器の生産総量が充分だつただけでなく、刀剣に関しても大量の製造が可能だと考えられる。<sup>(30)</sup>それにもかかわらず輸入しているのだから、明の日本刀需要は相当に根強いものがあつたのだろう。

一方に需要があり、他方に充分な供給量があるなら、物資が移動するのは自然な現象である。しかしこと武器に関しては単純に需給バランスだけではない要素がはたらくのが普通であろう。なぜなら武器には防衛上の機密に属する部分が付帯するからだ。

そもそも武器輸出は、輸出のなかでも特異な形態なのではなかろうか。中国は技術や技術水準が知られることを恐れて国外への武器流出を極端に嫌つた。蕃国からの武器下賜願いもたいていは却下している。これは朝鮮でも同様で、武器は大量の供与を申請されたときは勿論退けられ、わずか強弱各二張の弓と矢が請われたときでさえ、議論の末却下されている。火器については製法・使用法を記した書冊の披見を許されたのは諸道の節制使・處置使一人に限定され、『國朝五禮儀』は官私所有のものを回収し、秘事の部分を削除したうえで、あらためて頒布するほど神

経質に取り扱っている。<sup>(32)</sup> まして製法が知られることを恐れるどころか、

そのまま使用に耐える兵器を大量に中国・朝鮮へもぢこんだ国は日本以外に殆ど無い。

何故日本が他の国と違つて中国へ大量に武器を輸出することに無警戒でいられたのか、その理由はすぐに見付けることができる。それはその武器によつて日本の防衛が脅かされる危険がないからである。一見なんでもないよう見えるが、武器輸出が可能になる大事な要件であろう。<sup>(33)</sup> さて、銃利で倭寇対策に必要な武器として、また神秘な武器として、明側に需要があるにもかかわらず、日本刀の価値が安定しないのはなぜだろうか。

### 三 公貿易品としての刀剣

『明太宗實錄』永樂元年（応永十一年四〇三）九月丙子朔己亥條による

と、日本からの遣明使節を迎えて、時の禮部尚書李至剛は、

凡番使入中國、不得私載兵器・刀槊之類鬻於民、具其禁令、<sup>(有カ)</sup>

宜命有司會檢、番舶中有兵器・刀槊之類、籍封送京師、  
と上奏した。兵器・刀槊類を民間に売買することを許してはならないから、遣明船のなかに兵器刀槊が積み込まれていたら、封をして京師に送るようという、建国以来の武器の民間所有禁止政策に則つた上奏である。これに対しても成祖は、

外夷向慕中國、來修朝貢、危踏海波、跋涉萬里、道路既遠、

貨費亦多、其各有賚、以助路費、亦人情也、豈當一切拘之禁令、

と述べ、路費のため寛大な措置をとるよう指示している。しかし至剛は、

刀槊之類、在民間不許私有、則亦無所鬻、惟當籍封送官、  
と、あくまで没収し、民間に流出させぬよう上奏した。そこで成祖は、  
無所鬻、則爲官、準中國之直市之、毋拘法禁、以失朝廷寛大之意、

且阻遠人歸慕之心、

と、民間に売れなければ官がこれを買い取るようにと命を下した。

成祖としては、甥の建文帝から篡奪した帝位に即いたばかりで、外交という国家元首の威を発揚しうる絶好のチャンスを活かす必要があり、また法治を自ら乱して官僚たちの信を失う事もないよう配慮しての決定であつたろう。それに、政治的な体面を中国に譲る代わり経済的な実利をもとめようとする朝貢國の真意を考えれば、朝廷の武器購入は名案であつた。かくして武器類は官收買の品となつた。もつともこうした経緯がなくとも、朝貢形式をとつて明が公貿易物を基本的に買取るのは当然の要請だ。なぜなら中華の徳を慕つて藩国がやって来るのだから、藩国の持つて来た進物を受け取つて、それを上回る回賜品を与え、また粗末でも、不要の品でも、わざわざ遠くから携えて来たら鷹揚に買取つて、大国の威信を示さなければならぬからだ。朝貢する側にしてみれば、冊封を受けて明に名分を譲つた見返りとして実利を期待しているから、どうしても貿易は明側の赤字になる。明の国庫が潤沢な時は悠然と構えていられるが、財政的に苦しくなれば、引き締めが必要になつてくる。たとえ朝貢貿易の場合でも、買取り価格の切下げが行われるのは時間の問題だつたろう。<sup>(34)</sup>

一方増大する国家経費を捻出するために紙幣の大量発行が行われた。これも自然な成り行きである。明は金・銀・銅といった貨幣を鈔といふ不換紙幣に置き換えようとした。鈔一貫・錢一貫・銀一両を等しいものと法定し、支払いを基本的に鈔で決済しようとした。しかし鈔はなかなか流通せず、その価値は下落の一途をたどつた。十五世紀中頃で鈔の流通価値は、法定の二百分の一程度である。明が国内経済の発展段階を無視して海禁政策と貿易の国家独占を継続して行つたために、不換紙幣である鈔の価値は一向に回復しなかつた。だが鈔を基本通貨としようとする

る政策に則つてその強制流通をさまざま形で推し進めようとした。

遣明使節にたいする規定としては、弘治年間（一四八八—一五〇六）に

附搭貨錢鈔兼給・抽分の制が設けられた。

凡番國進貢内國王王妃及使臣人等附至貨物以十分爲率、五分抽分入

官、五分給還價值必以錢鈔相兼、國王王妃、錢六分鈔四分、使臣人

等、錢四分鈔六分、又以物折還、如鈔一百貫、銅錢五串、九十五貫

折物、以次増加、皆如其數、如奉旨特免抽分者、不爲例<sup>(35)</sup>

抽分の制は附搭物の半分を無償で明の官庫に収めさせる制度、錢鈔兼

給は残り半分の附搭物に対し代金を支払う時の錢・鈔の比率に関する

制度である。國王王妃に対しは錢六・鈔四、使臣に対しは錢四・鈔

六の割合と規定されている。そして鈔を錢と物に交換する率（折還物価）

は、鈔百貫につき銅錢五貫、のこりは物で行うという規定である。そし

てこの折還物価（明からの支払いに使われる物の価格）は

凡折還物價、弘治間定、各色紵絲每疋折鈔五百貫、各色綾子每疋三

百貫、各色紗每疋三百貫、各色絹每疋一百貫、青絨襪子每疋六百

貫、駄襦襪子每疋六百貫、青花白瓷盤每箇五百貫、椀每箇三百貫

（後略）<sup>(36)</sup>

と規定されている。紵絲一疋につき鈔五百貫、綾は一疋三百貫といった具合だ。

支払い方の規定が中國物資を高く評価しているのと対照的に、買入れ

方（内府估驗定価）は輸入品を低く評価している。

凡番貨價値、弘治年間回并番使人等進貢寶石項目

内府估驗定價例、赤金每兩直鈔五十貫、足色銀每兩十五貫、錫每斤

五百文（琉球八貫）鐵每斤三百文、腰刀每把三貫（後略）<sup>(37)</sup>

赤金は銅ではなくて赤味を帯びた金らしいが、一両につき鈔五十貫、足色銀で一両につき鈔十五貫等となっている。特例として

日本國附進刀劍每把鈔三貫、内一分與錢、九分支絹、每鈔一百貫、該絹一疋、其名檀香、每十斤、銀一兩、折錢七百文、暹羅滿刺加檀香、俱每斤鈔十貫、暹羅藤黃、每斤鈔十五貫、紫莖每斤鈔三十貫、琉球暹羅滿刺加每鈔二百貫折絹一疋<sup>(38)</sup>

といった規定がある。

日本刀一把につき鈔三貫となつていて、絹で支給される九分は殆ど無価値に近いから、錢で支給される一分すなわち三百文が対価となる。<sup>(39)</sup>

内府估驗定価を低く抑えられ、錢鈔兼給といつても錢の比率は低く、品鈔の価値は折還物価で値切られるのだから、これでは官收買に委ねる品を少なくし、民間交易によつて高価に交換する物を増やさねば、貿易はなりたたないであろう。ところが刀劍は民間交易の禁じられている品だから、これは官收買に委ねざるを得ない。これで國王公貿易品が刀劍に偏つて来る原因はほぼ了解できよう。では、刀劍の数量が増大していく理由はどこに求めたら良いだろうか。恐らくそれは、明の法律にあまり制約されず、政府衝撃によって給価額の増額が可能になる余地が大きいからであろう。<sup>(40)</sup>

官收買を刀劍に限定していく國王公貿易品とは対照的に、客商貨物は変化に富んだものだつたらしい。楠葉西忍が、なるべく多種類の商品を携えて行き、価格の下落による危険を分散すべきだと興福寺大乗院の尋尊に語っているのも、使節の正式メンバーではなく、隨行の商人として心得なければならぬことだった。<sup>(41)</sup>幕府が商人のように小まめに品揃えをせず、刀劍に傾斜していったのは、それが明政府に高価な買い取りを要求し得る、幕府と使節の正式メンバーにのみ認められた商品だったからである。

しかし幕府があまりに多量に持ち込んで、明政府として対応しきれなくなつたとき、この制限が考へ出された。『日本一鑑』<sup>(42)</sup>「窮河話海」

卷七貢物条には、

禮部尚書周洪謨奏、日本貢刀三千六百一十把、各夷附搭貢刀三萬五千餘把、比之宣德年間進刀三千餘把、不啻十倍舊例、貢夷自附貢刀每一把酬價銅鐵一千八百文、共該銅鐵七千萬有餘、洪謨言、若不裁抑、以後益增、定以每刀一把止酬銅錢六百文、比舊值只該三分之

### 一、通減去銅錢四千四百四十萬文、該銀五萬九千二百兩、

と記されている。旧例の十倍が持ち込まれたばかりでなく、今後はますます増えていくであろうと恐れ、刀剣購入価格の大幅切り下げが提案されたのである。『日本一鑑』を著すとき鄭舜功がどこから日本刀の舶載量と買い取り価格を引いてきたのか不明だが、成化二十年（文明十六年一四八四）に明に渡った子璞周璣一行が、持ち込んだ刀剣は一把三貫文で引き取られており、一把一貫八百文に切り下げるのは、その次の使節が弘治六年（明応二年一四九三）に明に赴いたときである。

小葉田淳氏は、『中世日支通交貿易史の研究』のなかで、宣徳要約を取り上げ、刀剣附搭三千という制限が出されるのは、宝徳三年（一四五二）の時からであろう、としておられる。

刀剣の数量制限がいつから施行される予定であったか、また買い取り価格の切り下げ実施が『日本一鑑』のいう時期から考えられていたかは判らない。しかし中国側がいかに阻止しようとしても阻止しきれず、結局買い取ったことは疑いようがない。しかも買い取り価格が幕府の欲するに足らぬものでも、他の市場原理に左右され易い商品よりは、政府間交渉によつて有利に買い取つてもらえる余地の大きい商品に幕府が期待したのは、当然ではなかつたろうか。

もうひとつ考えられる理由として、明の仲買商人（牙行）への不信感があげられよう。言を左右にして違約姦偽したことは日本側の記録ばかりか明の側もしばしばこれを載せているところで、朱紈の奏議略（『日本

一鑑』窮河話海卷七 市舶）を見れば、明政府がいかにこの対策に苦慮していたかがわかる。それでも客商は牙行を通じて商売せざるを得ないが、その煩を避け得る国王公貿易物の量を増やしたいと貿易当事者が考えるのは、これもまた極めて自然なことであつたろう。

### 四 密貿易と五山僧

第二節において引用した詩に刀剣の贈答・売買が歌われていたことは興味深い。民間私有の禁止されている刀剣が実際には市場に出回つていたことを物語るからである。その市場のありようは史料的に解明の難しい問題を抱えているが、恐らく贈る側も贈られる側も、郷紳と密接な関りがあつたと思われる。そしてそれは取りも直さず密貿易者との関係を意味するであろう。また寧波の郷紳たちと我国の五山僧の密接な関係を考えれば、遣明使節と双嶼島を根城にする密貿易者との距離も縮まりそうだ。

『壬申入明記』のなかに、正徳七年（永正九年一五一二）五・六月ころと推定される土官勝康の書状が收められている。勝康は、刀剣の価格についてなかなか聖旨が下らず、たとえ刀剣を返却されたとしても帰国の船に間に合うよう売り払う事ができない、と嘆いている。このことは、遣明使節も裏の市場に通じていた事を物語つてゐるのではないか。遣明船貿易が終了してから渡明した壽光・清潔・清授・清超・徳陽・妙善らは当然密貿易に通じていたであろう。日本刀が必要ならば購入可能な状況があつたのではないかとのべたが、その状況は密貿易を念頭に置くことで想定できる。武器民間所有の禁という政府の表向きの立場とは裏腹な現実があり、幕府はその現実を逆手にとつて、大量の刀剣を押し売りしたのではないかとさえ考えられる。

遣明船貿易は東アジア世界全体の発展を大きく規定したが、その影響

は日本刀だけを取り上げても様々な角度から分析できる。今後さらに検討を進めたい。

注

日明間の貿易には三つの形態があった。

(一) 進貢貿易 日本国王から明國皇帝への進貢物と回賜

(二) 公貿易 国王と使臣が明の政府との間で取引する公貿易物の売買

(三) 私貿易 随行の客商が寧波の牙行との間で行なう貿易、北京における会同館市貿、北京から寧波への帰路の沿道で行う貿易

(一) には太刀、(二) には刀劍類がふくまれているが、(三) には刀劍類を含めることはできない。田中健夫『対外関係と文化交流』(思文閣出版 一九八二年) 一〇一頁参照。

東京大学史料編纂所蔵蔵品写本

4 3 2

牧田諦亮『策彦入明記の研究』(法藏館 一九五五年) 下二九頁。

小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院 一九四一年) 四〇四頁。

刀劍の輸出量と一把あたりの価格は田中健夫『日本歴史新書 倭寇と勘合貿易』(至文堂 一九六一年) 一二五~六頁によれば、

九次 一四三二 永享四年 三〇〇〇把 一〇貫〇〇〇文

十次 一四三六 永享六年 三〇〇〇把 一〇貫〇〇〇文

十一 次 一四五 一 宝徳三年 九九六八把 五貫〇〇〇文

十二 次 一四六四 寛正五年 三〇〇〇〇余把 三貫〇〇〇文

十三 次 一四七六 文明八年 七〇〇〇〇余把 三貫〇〇〇文

十四 次 一四八四 文明十六年 三七〇〇〇余把 三貫〇〇〇文

十五 次 一四九三 明応二年 七〇〇〇把 一貫八〇〇文(五千把)

十六 次 一五〇九 永正六年 七〇〇〇把 三〇〇〇文(二千把)

十七 次 一五二九 天文八年 二四一五二把 一貫八〇〇文

十八 次 一五三九 天文八年 二四一五二把 一貫〇〇〇文

佐々木銀弥『日本の歴史 室町幕府』(小学館 一九七五年) 二七七~八頁  
「所獻之太刀、普廣相公之時、唐之價者初者千疋、中者五百疋、後者二貫五百文也、其謂者、所遣之太刀或有名者也、裝束亦費其工、次第減價以造焉、

故唐之代亦次第減也、今則太刀太惡、而其數太多、故五百三百之代唐辨之、不然則不受焉。」

刀劍は、慶長期を境に、それ以前のものを古刀、以後のものを新刀と呼び分け、古刀と新刀とでは明らかに材質の変化が見られる。それは大型船型炉の出現の時期に合致するから、刀鍛冶が入手する前の段階の鋼の精製法によるであろうと考えられている。福田豊彦「文献史料より見た古代の製鉄」(『古代日本の鉄と社会』平凡社 一九八二年) 一七五頁。

また『劍工秘傳』や『古今鍛冶備考』は、天文頃に及んで鉄を吹く方法の一変したと説く。千草鉄・出羽鉄が出現すると伯耆・出雲の鉄山もその精鍛方法を取り入れたため、刀鍛冶は銑鉄を加工して鋼にする手間をへずに直に鋼の段階から加工するようになつた事を言うらしい。但し、粗悪品と呼ばねばならぬ程に品質の悪化を招くものではなく、天文頃という鉄精鍛方法の変化期がたとえもう少し溯らせ得るとしても、極端に手間をほどいた作刀は無理である。永享の段階でも天文の段階でも、官收売を目的に遣明船に積み込まれた刀劍類がそう大きな質的変化を見せたとは考えにくい。刀劍に関する研究が盛んに行われたのは戦前・戦中であるから、想像を逞しくすれば、粗悪品という発言は昭和新刀をイメージしながら誰かが言い出したことに引きずられているのではないか。昭和新刀は洋鋼であるから、いわゆる日本刀ではない。

現今の刀劍研究はほとんど鑑賞と鑑定のための研究である。

佐藤進一『室町幕府論』(岩波講座日本歴史 中世3) 岩波書店 一九六〇年) 三九・四〇・四六頁。

第十三次に湯川宣阿が請け負つてからは遣明船の經營そのものが商人の手に委ねられて行く。田中健夫『倭寇と勘定貿易』(前掲) 一〇一頁。

田中健夫『対外関係史と文化交流』(前掲) 二三頁。

脇田晴子氏は、扇商座も太刀屋座も、もし侍所に所属したとしてもそれは二重の被官関係で、おそらく特權の強化のために、座の方からの要請によって結んだ被官関係であり、幕府に積極的な統制掌握の意図はなく受動的なものであったと考えられる、と批判された。『日本中世商業発達史の研究』(御茶の水書房 一九六九年) 二九九頁。

また、近世になると、奈良の刀剣商人が買い集めて土産用に販売する刀を蔑称として「奈良刀」と呼んでいた例がある。この場合には「奈良」が生産地をさすものでないことは言うまでもない。

なお、脇田氏は奈良刀は「束刀」といわれ一束いくらで売られるほどで、日明貿易品として、また外見ばかりの「持刀」用に京上し、京都で外装がなされたとされる。〔室町期の経済発展〕(岩波講座日本歴史 中世三) 岩波書店 一九七六年) 八二頁、『京都の歴史』三(学芸書林 一九六八年) 二六一頁。

また、近世になると、奈良の刀剣商人が買い集めて土産用に販売する刀を蔑称として「奈良刀」と呼んでいた例がある。この場合には「奈良」が生産地をさすものでないことは言うまでもない。

太刀屋の存在自体は『安居院神道集』(赤木文庫本『神道集』第四十四鏡宮事 角川書店 貴重古典籍叢刊 一九六八) の段階(延文二年一三五七)まで遡れるが、その本所は明らかではなく、豊田氏が「四府駕輿丁座の

### 『大日本古文書 家わけ第二十一 蜷川家文書』三一七三九号。

13

研究』で紹介された(豊田武著作集第一巻『座の研究』吉川弘文館 一九八二年 三三七頁、なお同論文は一九三四年『史学雑誌』四五一一に発表された)。文亀一年(一五〇一)の『小楓時元日記』(三月二日条)に結び付けることには無理がある。豊田氏は「銅商売を営む幕府方の雜色が壬生家に納むべき銅課役を難渋したため、時元は幕府に嚴重な抗議を送ったが、太刀屋と号するこの雜色は或は幕府の隸属下にあつた太刀屋座の一員ではなかつたかと察せられる」と書いておられ、前述の佐藤氏の論拠もこれに拠るのであるが、「銅商売を営む雜色」の号が「太刀屋」だつたからといって、何故太刀屋座中の一員だつたことになるのである。「太刀屋座」の構成員は「太刀商売」を営む人々であるはずだ。太刀と銅と両方を扱う商人がいたとするなら豊田氏の説が成立する余地はあるが、壬生家との関係から見る限り銅の座に属する商人の筈で、屋号だけから判断するのは難しい。餅屋と号する酢屋(「別本賦引付」)『室町幕府引付史料集成』上 近藤出版社 一九八〇年四三〇一(一頁)や、太刀屋と号する茅座員(『實隆公記』明応三年正月二十八日条)がいることを考えれば、屋号と商売の内容とは必ずしも一致しないことを注意する必要がある。

### 「別本賦引付四」(『室町幕府引付史料集成』上 四八九頁)

第十六次(一五〇六年出発)の遣明船において細川と大内が激しく主導権を争い、第十八・十九次は大内氏の独立經營だったことはよく知られている(田中健夫『倭寇と勘合貿易』(前掲)一〇五頁等参照)。大内氏の場合、城下の山口は初期から繁榮し、職人の来住を歓迎した。そのため鍛冶、指物、工匠など手工業者の居住も多かつた。そして手工業者には、大内氏家政機関に直属するものと、町方のものと二形態があり、直属手工業者といえども独立の経営をもち、商業上の特権を与えられ、製品を納入したものと考へられてゐる(脇田晴子『室町期の経済発展』(前掲)八七頁)。このような条件が整えば大量集荷も容易になるであろうが、諸種の製品が生産できるだけに、刀剣への偏りが説明できなくなる。現に大内氏が朝鮮に輸出した中には、山口で製作された漆器類も含まれている。

『異稱日本傳』卷三上(元禄六年浪華書房崇文軒刊)

石原道博「日本刀歌七種——中国における日本觀の一面——」(茨城大学文

理学部紀要－人文科学十一号 一九六一年に紹介がある。筆者は本稿脱稿後にこの記事に気付いたため、王穉登・唐順之の詩は重複してしまった。但し、氏の紹介よりは若干踏込んで内容に触れたつもりである。  
『隣交徵書』初篇 卷二 詩文部（天保十一年学本堂藏版）。この詩はもと『列朝詩集』に載せられていたと末尾に割注がある。  
『刀劍会誌』三（中央刀劍会本部 一九一六年）に下田義天が紹介。  
『隣交徵書』初篇 卷二 詩文部。

四庫全書珍本第四集所収

『世宗実錄』卷四八によれば、世宗十二年（一四三〇）六月に、朝鮮水軍の沈乙が、日本刀を朝鮮王室に献じた、という記事がある。彼が日本において学んだ造剣法により一剣を鋤して進めたところ、倭剣と異なるところがな

く、賞を与えられたという。

江戸後期に書かれた『古今鍛冶備考』（文政三年刊）のなかで、刀劍家川部正秀（水心子）は、「鑄鍊鍛挫略辨」という一項目を立て、鍛法・鍛法を述べたあと「鍛法は庸工の及ばざる業なれば、応永頃より以来は殆ど此法は廃れて鍛法頻に行はれる」と記している。応永といふのはどの程度まで確かに正秀の言うとおりなら、當時まだ鍛刀があつてもよいかよく判らないが、正秀の言ふところがなまざまことになる。正秀はそれまで口伝でのみ伝えられてきた鍛刀法にさまざまな方法で追検証を行い、改良を試みた人物であるから、彼の記す鍛法には実験の裏付けがあると考えられるけれども、廃れた時期についての知識は、あやしげな伝承に困ったのであるまい。

残念なことに今日の鍛刀は殆ど遺例がなく、これについて論ずることにはあまり意味がないのだが、仲村研氏が「鍛法の生産では需要に追いつかず、生産量を上げるために非熟練工でも従事できる鍛法が適し、くわえて刀劍の強度においても、鍛法が鍛法をしのいだことを示している」と正秀の記述を読んでおられることを付け加えておこう（『技術の社会史』一 有斐閣 一九八二年二七二頁）。

倭王刀子歌答丁右武 明人 湯顯祖義仍

丁家次郷有寶刀 海氣炎々秋色高 可是三年綠煙裏 精華落盡成吹毫  
聞道海王昔鑄此 擊鼓童男祀力子 抽驚片電流人目 繡怯鐵冰墮寒指

君今把刀當贈誰 與君對江心不疑 處々從行足知已 一片床前光陸離  
この詩もまた、鍛法による刀ということになるが、中国では鍛・鑄両用の法によって刀剣を生産していたことから生じた表現であろう。

中国側に日本刀製作技術を学んだとしても、もし日本刀を必要とするならば購入可能な状況があれば、もし日本刀を必要とするならば購入可能な状況があれば、あるいは大量の中国独自の武器生産がなされていたためかも知れない。（多種多様な中国武器を概観するには、周緯『中國兵器史稿』北京三聯書店一九五七年参考）。この点、朝鮮とはいさざか異なっている。朝鮮ではさきに紹介した沈乙のほかにも、日本刀製作技術を学んだという記事がある。それは世宗二十七年（一四五五）二月の『世宗実錄』卷一〇七で、「也馬沙其」というものが乃而浦にやって来て鍛劍法を教え、朝鮮側では完全にその技法を習得した、というものである。

『武備志』天啓元年（一六二二）序刊本（東京大学東洋文化研究所蔵）卷二

三一 四夷九 日本考二 利器

『練兵實紀雜集』（覆墨海金壺本叢書集成初編所収、東京大学東洋文化研究所蔵）卷五 軍器解に「長鎗解」の項目がある。これは竹の柄を付けた長さ一丈七、八尺の鎗で、倭寇の刀より長く、倭寇を殺すに全くこの武器によつたと述べ、さらにその使用法を詳しく記している。

『籌海圖編』嘉靖四十一年（一五六二）序刊本（内閣文庫蔵）卷二  
『中世南島通交貿易史の研究』（日本評論社 一九二九年）二八五頁。

佐久間重男氏に以下の諸論考がある。「明代の鉄鉱業と国家管理——初期官営企業を中心にして」（『集刊東洋学』二十一九六八年）、「明代後半期の製鉄業——民営企業の展開を中心にして」（『青山史学』二一九七一年）、「明代の遵化鉄廠について——官営鉄治の労役体制——」（『山本博士還暦記念東洋史論叢』一九七二年）。

『隆慶華州志』卷九物産述の条によれば、柳子鎮には刀劍製作にあたる鉄匠（刀鍛冶）が千軒あったという。ここは雲子鉄の産地近く、和田清編『明史食貨志訳註』（東洋文庫 一九五七年）下八二六頁によれば、雲子鉄は兵器のなかでもとくに刀剣などを製造する鋼鉄の材料として当時最もものであつたという。また雲子鉄の年間生産量は『明史』洪武二十年三月辛未條

によれば、十万斤程度と考えられる。

宇田川武久「李朝前期の兵器の諸相と『兵器図説』」(『国立歴史民俗博物館研究報告』十二集 一九八七年)一七〇八頁。

32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
主中國・朝鮮が日本刀を必要とするのは、倭寇制圧のためであり、倭寇禁遏の主体として、中国からは日本国王(室町政権の首領)が、朝鮮からは大内氏など諸臣酋が期待されていた。彼らが中国・朝鮮と通交するとき、倭寇禁遏者であることを諱っている以上、武器輸入国から攻撃される心配はなかつた。明の官貿易に対する緊縮化は、標価の切下げ及び給価法の改変の二重の減価政策となつて現れた。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(前掲)三八八頁。

弘治年間番貨価値条(『大明会典』卷一三)。なお『大明会典』の引用はすべて万曆十五年司礼監刊本(文海出版社発行影印本)による。

35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
弘治年間折還物價(『大明会典』卷一三)  
弘治年間番貨價値(『大明会典』卷一三)  
弘治年間番貨價値附則(『大明会典』卷一三)

了庵桂悟の折衝のなかにはこの番貨価値の法令は見当たらないが、三貫に国王に対する錢鈔兼給比率の六分をかけると一貫八百文となる。桂悟らは弘治八年の給価例として一貫八百文を主張し、明は弘治九年例の三百文を主張している。たんなる偶然であろうか。あるいは万曆大明会典が編纂される以前の段階で何かが混入してこの附則になつてゐるのであろうか。  
『咲雲瑞訴入唐記』景泰五年(一四五四)正月六日に「礼部給日本番価直」とあるが、二月一日方物給価の増賜を乞い、宣德八年(一四三三)の事例によらなければ帰國しないと主張し、礼部が宣德十年の例に準じて給価しようと妥協したが、十年の例では帰國後誅戮されると泣き威している。「番価直」がいくらくに規定されていたのかつまびらかでないが、『明実錄』正月十二日の東洋允澎の奏上に、宣德の例に比して十分の一であるから給賞して欲しいとあり、銅錢一万貫・絹五百疋・布一千疋の増賜があつた。この時の公貿易物の中心が刀劍であったことは、『臥雲日件錄抜尤』長祿二年正月八日の咲雲の談話に見える。冒頭の了庵桂悟の場合も、明側の刀劍一把三百文が日本側の嘆願によつて一貫八百文になつてゐる。

『大乘院寺社雜事記』文明十五年正月二十四日。

東京大学史料編纂所蔵謄写本(文殿閣本の謄写)  
『籌海圖編』卷二などによつて渡明僧を掲げる。

嘉靖二十五年、豊後国刺史源義鑑、僧清梁等派遣、清梁は豊後の松月菴主  
『籌海圖編』卷二などによつて渡明僧を掲げる。

嘉靖二十三年、僧壽光等入明  
嘉靖二十四年、肥後国刺史、僧(御供か)を派遣

嘉靖三十六年、義鎮、僧徳陽・妙善等を遣わす、徳陽は寧波府生員蔣洲と共に、妙善は王直と共に赴く  
嘉靖三十五、前年来朝した鄭舜功の帰國に際し大友義鎮、正使龍護寺住持清授・副使到明寺の清超を遣わす、